



## 賃貸 110 番のご案内

「困ったとき、お悩みのとき、無料で疑問にお応えします」

弊社は、入居者向けに「賃貸110番」を開設しております。これまで培ってきた専門分野の知識を生かすことのできる、社会的な職業奉仕の一つとして位置づけております。家主様にとって、アパートやマンション運営をするうえで悩ます原因のひとつがクレームやトラブルであります。たとえ、どんなに家主様が入居者の利益を考え、入居者が節度をもった生活をしたとしても、生涯を通じて100%クレームをなくすことは不可能に近いかもしれません。しかし、努力と知識の積み重ねによって、その頻度を限りなくゼロに近づけることも、決して難しいことではありません。

弊社は、「入居時」「入居中」「退去時」まで入口から出口までの様々なトラブルやクレームの事柄についてお応えしていき、入居者が快適な生活を送れるよう目指してまいります。お困りの方は無料で相談を承ります。

### 相談受付

電話・ファクス・ホームページ・Eメールにて受け付けています

お問い合わせ先：株式会社学生ハウジング 賃貸110番

TEL 075-463-0011 FAX 075-465-4545

URL：<http://www.gakuseihousing.co.jp/>

メールアドレス：[info@gakuseihousing.co.jp](mailto:info@gakuseihousing.co.jp)

※ また近年原状回復費用をめぐるトラブルが増加しています。

原状回復費用の負担額におき、貸主側の判定と、借主側の判定が一致しない場合があります。そこで、原状回復をめぐるトラブルについて、国土交通省により平成16年2月にガイドラインが改訂されました。弊社は、国土交通省発行の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」等に基づき、公平且つ公正に実施しておりますので、ご安心下さい。また賃貸不動産管理業協会が発行しております、家主様向けの原状回復基礎知識のパンフレットを配付しておりますので、各担当エリアにご連絡下さい。